

電波監理審議会会長会見用資料

平成23年4月13日

電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術
基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成23年4月13日 諮問第9号)

[ヘリサットの導入に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(伊沢課長補佐、下村係長)

電話：03-5253-5816

電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

～ヘリサットの導入に向けた制度整備～

1 諮問の背景

災害時には、救助活動や復旧対策を迅速かつ円滑に行うため、災害現場の状況を的確に把握することが重要であり、機動性に優れたヘリコプターを用いて上空から情報収集を行うことが有効である。

現在は、地上の無線局を中継してヘリコプターから映像の伝送を行う方式が使われているが、運用範囲が地上の無線局の見通し範囲内に限られるという制約がある。このため、耐災害性に優れ広域をカバーする通信衛星を利用することで、地上の無線局が設置されていない地域においても映像をリアルタイムで伝送することを可能とするヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）（別図参照）の重要性が高まっている。

これを受け、平成20年7月から、情報通信審議会において、「Ku帯ヘリコプター衛星通信システムの技術的条件」についての審議が行われ、平成23年2月15日に答申がされたところである。

今般、本答申を踏まえ、ヘリサットの導入に必要な関係規定の整備を行うものである。

2 改正省令案の概要

- (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案
 - ・ヘリサットの技術基準を包括免許の対象である特定無線局の無線設備の規格に含めること。
- (2) 無線局運用規則の一部を改正する省令案
 - ・ヘリサットの無線局が、混信を防止するために講じなければならない措置について定めること。
- (3) 無線設備規則の一部を改正する省令案
 - ・ヘリサットの無線設備に係る技術的条件を定めること。
- (4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案
 - ・ヘリサットの無線設備を技術基準適合証明等により落成検査の省略等簡略化された免許手続を行うことができる特定無線設備とすること。

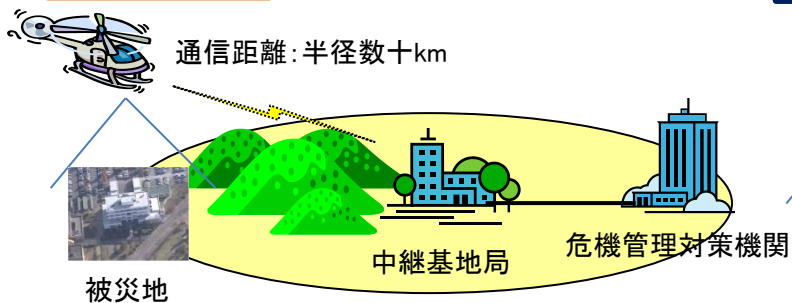
3 施行期日

平成23年5月 公布・施行（予定）

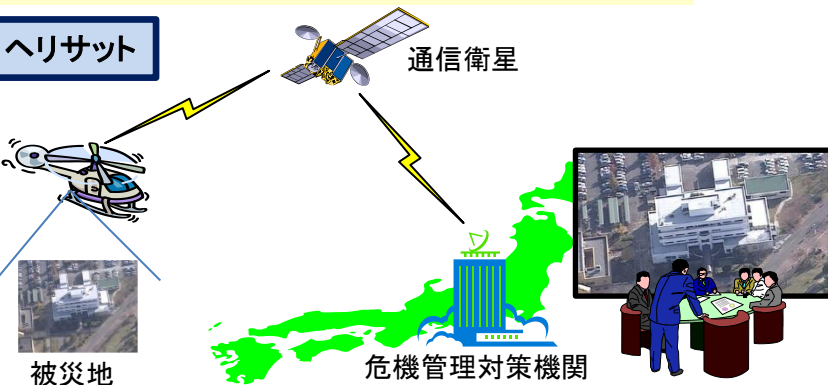
危機管理においては、危機管理対策機関が、ヘリコプターを活用して、上空から被災状況を迅速かつ的確に把握し、被災状況に応じた的確な出動・応援指示等の災害応急対策を速やかに講じることが重要。

危機管理対策機関等のヘリコプターから高速回転するローターブレードの隙間を縫って通信衛星に電波を直接発射し、衛星経由で映像伝送を行うヘリサットの導入を検討。

現行システム



ヘリサット



期待される効果

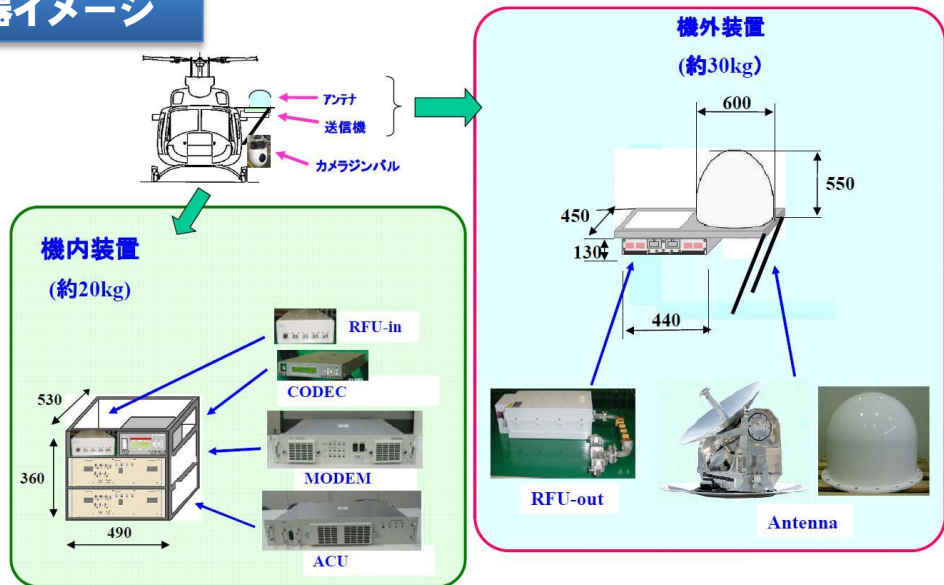
【現行システムの課題】

- 通信距離が狭域であるため中継基地局を必要とし、また、山陰などで電波が届かず映像の伝送が出来ないケースが発生
- 可搬型の中継基地局の配置には、時間を要する上、被災地への陸路が途絶する等、搬入が困難となる場合も想定される

【ヘリサットに期待される効果】

- 通信衛星を利用することで、地上の無線局が設置されていない地域や地上でのアクセスが困難な場合においても、被災地の映像情報を迅速に伝送することが可能となる
- エリアをカバーするために多数必要となる中継基地局に係る整備・運用コストの大幅低減が見込まれる
- 高画質のため、被災状況の詳細を把握可能
- 放送事業者の緊急報道取材時等における活用可能性が広がる
- 民間インフラ企業における送電線・線路等の日常点検や災害対応における活用可能性が広がる

機器イメージ



緊急報道取材



送電線点検



線路点検

新たな電波利用システムの導入により、国民生活の安全・安心の確保に寄与

平成 23 年 4 月 13 日

無線従事者規則の一部を改正する省令案について
(平成 23 年 4 月 13 日 諮問第 10 号)

[アマチュア無線技士国家試験に係る試験科目（電気通信術（モールス電信））の見直し]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(浅見検定試験官、近藤係長、田邊係長)

電話：03-5253-5876

無線従事者規則の一部を改正する省令案について

－アマチュア無線技士国家試験に係る試験科目（電気通信術（モールス電信））の見直し－

1 改正の背景

平成17年に第三級アマチュア無線技士の国家試験から電気通信術（モールス電信）の実技試験を廃止し、法規による知識確認を図る方法を導入した。

また、通信技術の進展に伴い、アマチュア無線において、データ通信や衛星通信、テレビジョン等の多様化する通信方式が利用されており、平成15年7月に開催された世界無線通信会議（WRC-2003）の結果を受け、欧米主要国ではアマチュア無線資格の国家試験から電気通信術の実技試験を廃止していることなどの現状に鑑み、受験者の負担軽減の観点から、第一級及び第二級アマチュア無線技士の国家試験に係る試験科目を見直すこととした。

2 改正の概要：無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）

(1) 国家試験関係

アマチュア資格に係る試験制度の世界的な動向に鑑みれば、必ずしも電気通信術（モールス電信）の実技試験においてその技能を確認しなくても、試験科目の「法規」において筆記によりその知識を確認すれば足りると判断されるため、第一級アマチュア無線技士及び第二級アマチュア無線技士のモールス電信の試験を廃止し、試験科目の「法規」においてモールス符号の理解度を確認することとする。
（第5条第1項第20号及び第21号）

○電気通信術の試験

改正案		現行	
1級	なし	1級	1分間25字の速度の欧文普通
2級		2級	語による約2分間の音響受信
3級		3級	なし
4級		4級	

(2) 試験員の要件

(1)の変更に伴い、電波法第46条の規定に基づく指定試験機関が行う無線従事者国家試験事務の実施に関する試験員の事務から、電気通信術の試験に係る技能の判定に関する事務を削る（第87条第2項第5号）。

(3) 施行日

平成23年10月1日から施行する。

無線従事者制度の概要

1 無線従事者

- 無線従事者とは、無線設備の操作又はその監督を行うものであって、総務大臣の免許を受けたものをいう。（電波法第2条第6号）
- 無線設備の操作は、無線設備の操作ができる者として総務大臣の免許を受けた者（無線従事者）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者として選任された者（主任無線従事者）であってその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作を行ってならない。（電波法第39条第1項）

2 無線従事者の資格の種類

総合資格	総合無線通信士（第一級～第三級）
海上資格	海上無線通信士（第一級～第四級） 海上特殊無線技士（第一級～第三級及びレーダー級）
航空資格	航空無線通信士及び航空特殊無線技士
陸上資格	陸上無線技術士（第一級及び第二級） 陸上特殊無線技士（第一級～第三級及び国内電信級）
アマチュア資格	第一級アマチュア無線技士（注）
	第二級アマチュア無線技士（注）
	第三級アマチュア無線技士
	第四級アマチュア無線技士

（注）は、今回の諮問に係る資格

3 アマチュア無線技士の操作範囲

資格	操作できるアマチュア無線局の無線設備の範囲		
	空中線電力	周波数	モールス電信
第一級アマチュア無線技士	すべて	すべて	可
第二級アマチュア無線技士	200W以下	すべて	
第三級アマチュア無線技士	50W以下	18MHz以上、8MHz以下	
第四級アマチュア無線技士	10W以下	21MHzから30MHzまで、 8MHz以下	不可
	20W以下	30MHz超	

平成 23 年 4 月 13 日

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令案について
(平成 23 年 4 月 13 日 諮問第 11 号)

[電波法の改正に伴う関係省令等の改正]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(山下電波環境推進官、高橋課長補佐)

電話：03-5253-5908

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令案について

1 諮問の概要

放送法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）による電波法の改正（法公布後 9 月以内施行）により、省令で定める無線局を除いて登録検査等事業者の検査を受け、法令に適合している旨の判定を受けた場合は、定期検査を省略することができる制度が導入された。

本件は、登録点検事業者等規則の一部を改正し、登録検査等事業者による定期検査の対象外となる「人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局」を規定するものである。

2 省令改正概要

登録点検事業者等規則の一部を改正し、法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局を以下のとおり規定する。

- (1) 法第百三条の二第十二項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局及びその他これらに類するものとして電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十四条各号に掲げる無線局
- (2) 法第百三条の二第十三項第一号及び第二号に掲げる無線局
- (3) 地上基幹放送局
- (4) 船舶局（旅客船の船舶局に限る。）
- (5) 航空機局
- (6) 地球局（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送及び同条第十三号に規定する衛星基幹放送の業務の用に供するものに限る。）
- (7) 航空機地球局
- (8) 船舶地球局（旅客船の船舶地球局及び第一号の無線局を開設する船舶の船舶地球局に限る。）
- (9) 人工衛星局（放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務の用に供するものに限る。）
- (10) 衛星基幹放送局
- (11) 前号までに掲げる無線局の他、無線局の目的及び利用方法を勘案して、総務大臣が別に告示する無線局

※(11)については、以下の目的の無線局を規定する予定。

- 一 航空保安用
- 二 放送事業用（固定局に係るものに限る。）
- 三 飛行援助用

3 施行時期

放送法等の一部を改正する法律附則第 1 条に掲げる規定の施行の日（公布後 9 月以内）

1. 諮問の概要

放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）による電波法の改正（法公布後9月以内施行）により、省令で定める無線局を除いて登録検査等事業者の検査を受け、法令に適合している旨の判定を受けた場合は、定期検査を省略することができる制度が導入された。

本件は、登録点検事業者等規則の一部を改正し、登録検査等事業者による定期検査の対象外となる「人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局」を規定するもの。

2. 改正が必要な省令

① 電波法施行規則

② 登録点検事業者等規則

諮問事項



登録検査等事業者による検査の対象外となる
「人の生命又は身体の安全の確保のためその
適正な運用の確保が必要な無線局」

③ 無線局免許手続規則

④ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

諮問事項:「人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局」

電波法

無線局(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下同じ。)の免許人から、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者が、総務省令で定めるところにより、検査を行い、法令に違反していない旨を記載した証明書の提出があつたときは、定期検査を省略することができる。(法第73条第3項)



法第73条第3項の総務省令で定める無線局は、次のいずれかに該当する無線局とする。
(登録検査等事業者等規則第15条)

省令案
概要

1. 国等の機関が免許人となっている無線局で国民の安全・安心を確保することを直接の目的とする無線局として電波利用料の全免、半免の対象となっている無線局	警察用、消防用、海上保安用、防衛用、航空保安用、防災行政用等
2. 公衆によって直接受信されることを目的とする情報通信手段を提供する地上放送、衛星放送等を行う無線局	地上基幹放送局、衛星基幹放送局、一般放送に用いられる人工衛星局
3. 前述の無線局と一体となって運用される無線局	一般放送、衛星基幹放送に用いられる地球局、放送事業用の固定局
4. 船舶に開設する無線局	船舶局及び船舶地球局(旅客船に限る。)
5. 航空機に開設する無線局	航空機局、航空機地球局

無線局の定期検査制度の見直しに係る法律改正の概要

(参考資料)

民間活力の活用範囲を拡大するため、無線設備等が法令に適合していることを判定する能力を有するものの検査を受け、法令に適合している旨の判定を受けた場合は、定期検査を省略することができる制度を設けたもの。

○ 無線局の定期検査

無線局が、免許を受けた際に審査及び検査された条件が、その後も維持されているかどうかを確認し、無線設備の経年劣化等に対する措置等免許人による無線局の維持管理が適切に行われていることを確認するもの。

○ 改正概要

・現行制度(登録点検事業者制度)

民間事業者(登録点検事業者等)による点検を受け、その点検結果を提出した場合は、検査の一部を省略することができる制度。免許人から点検結果の提出を受けた場合は、国は、点検結果に基づき、無線設備等が法令に適合しているか「判定する行為(書面検査)」のみを行う。

・新制度(登録検査等事業者制度)

無線局のうち、その運用が人の生命、身体の安全に直接関わる高度の公共性を有するため、国による定期検査の実施が必要であるものを除き、民間事業者(登録検査等事業者)の検査を受け、当該事業者が法令に適合している旨を記載した証明書を、免許人が提出したときは、国による定期検査を省略できる制度を設ける。

(現行)

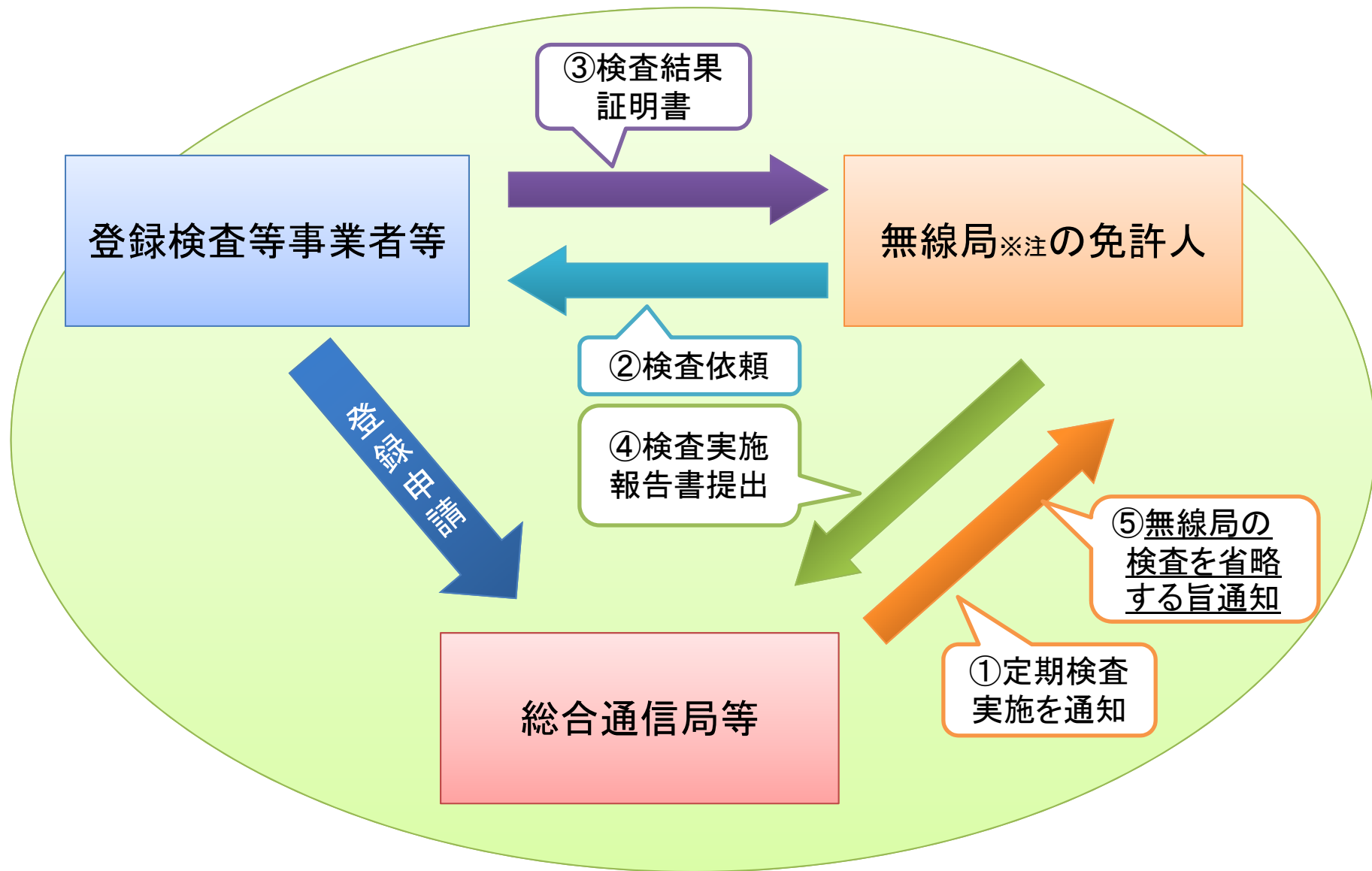
無線局の定期検査	
「 <u>点検</u> 」 点検事業者が 点検を実施	「 <u>判定</u> 」 国の判定行為 (書面検査)



(新制度)

無線局の定期検査
「 <u>検査(点検及び判定)</u> 」 検査等事業者が検査 (「点検」及び「判定」)を実施

無線局の定期検査の流れ(改正後)



※注: 定期検査の対象となっている無線局のうち、人の生命又は身体の安全の確保のためにその適正な運用の確保が必要な無線局を除く。

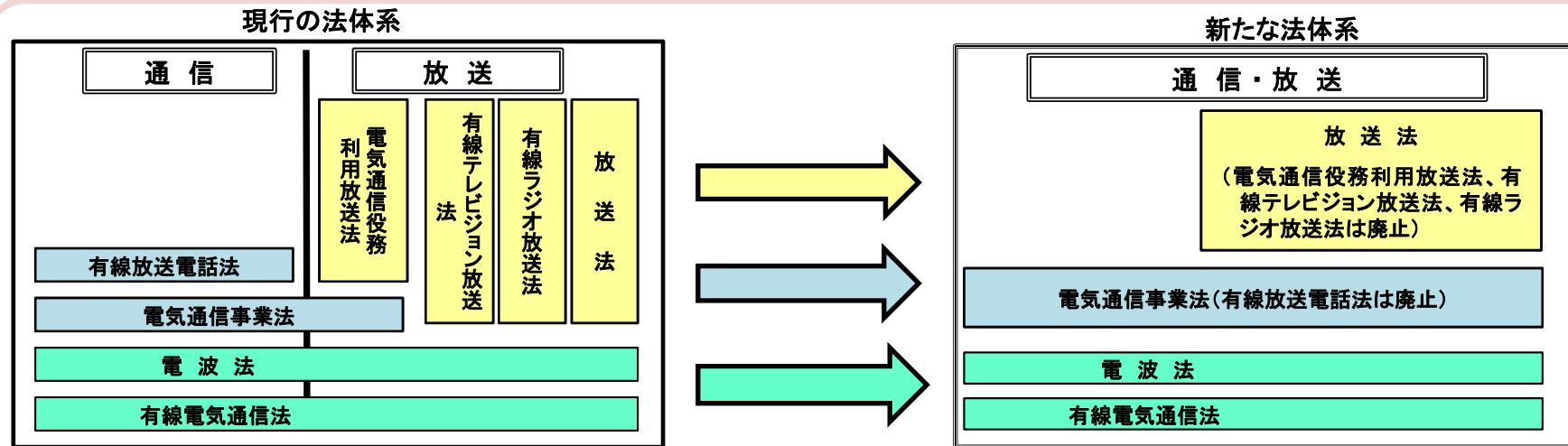
放送法等の一部を改正する法律の概要

趣 旨

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度改正を行う。

改正内容

1. **通信・放送法体系の見直し**: 放送関連4法の統合等、法体系の見直しを60年振りに行う。



2. 主な改正事項

(1) 放送法改正関係

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- ② マスメディア集中排除原則の基本の法定化
- ③ 放送における安全・信頼性の確保
- ④ 放送番組の種別の公表
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等
- ⑥ 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

(2) 電波法改正関係

- ① 通信・放送両用無線局の制度の整備
- ② 免許不要局の拡大
- ③ 携帯電話基地局の免許の包括化

(3) 電気通信事業法改正関係

- ① 紛争処理機能の拡充
- ② 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

電波法改正について

【改正の背景】

- 通信・放送の融合・連携の進展
- 新分野における電波利用
家電、交通、医療等様々な分野
において、電波の利用により新
たな製品・サービスが登場



**電波利用の促進により、
新たな通信・放送融合・
連携サービスの登場や経
済活性化が期待**

- 国民の利便性向上
- 電波を利用した新産業の創出

【改正事項】

1 電波をより自由に利用できる環境の整備

(1) 電波利用の柔軟化

- ・通信、放送両用無線局の導入 [9月]
- ・無線局の目的の変更制度の導入 [9月]

(2) 民間の創意工夫を生かした新技術導入の促進

- ・免許不要局の範囲の拡大(空中線電力の上限の見直し) [施行済]
- ・技術基準策定の申出制度の導入 [施行済]
- ・電波監理審議会による意見聴取の任意化 [公布日]

(3) 規制の合理化

- ・携帯電話等基地局の免許の包括化 [施行済]
- ・**無線局の定期検査制度の見直し [9月]**
**登録検査等事業者制度を導入し、登録検査等事業者の検査を受け
た無線局について、総務大臣による定期検査を省略できることとする。**
- ・無線局に係る外資規制の見直し [施行済]
- ・無線検査簿の備付け義務の廃止 [施行済]

2 電波を安心して利用できる環境の整備

- ・技術基準適合命令制度の導入 [施行済]
- ・廃止した無線局による電波発射の防止 [施行済]
- ・技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度 [施行済]

※ [] 内は施行時期

([公布日]: 公布日施行、[施行済]: 公布後平成23年3月1日施行済、[9月]: 公布後9月以内施行)

平成 23 年 4 月 13 日

放送用周波数使用計画の一部変更案について
(平成 23 年 4 月 13 日 諮問第 12 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(大西課長補佐、工藤係長)

電話：03-5253-5787

放送用周波数使用計画の一部変更案について

1. 概要

地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち親局及び空中線電力が3Wを超える中継局の諸元（チャンネル及び空中線電力）は、放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）において規定されている。

今般、良好な地上デジタル放送の受信環境の確保を目的として、アナログ放送終了後に一部の中継局のチャンネル変更を行うことを可能とするため、放送用周波数使用計画を変更するもの。

2. 変更の理由

平成23年7月に予定されている地上デジタルテレビジョン放送の完全実施を円滑に進める観点から、アナログ放送とデジタル放送を同時に行うサイマル放送を現在実施しているため、テレビジョン放送で使用できる周波数は非常にひっ迫している状況にある。こうした状況下で、一部の地域では気象条件によって季節的にまれに発生する電波の異常伝搬現象（ラジオダクト現象）等の影響による受信障害の現象が確認されているところ。

この受信障害を解消して地上デジタルテレビジョン放送の良好な受信環境を確保するため、一部の中継局について、平成23年7月のアナログ放送終了以降に別のチャンネルに切り替える必要があることから、当該中継局のチャンネルの変更が可能となるよう放送用周波数使用計画を変更するもの。

3. 放送用周波数使用計画の変更案の概要

今回、放送用周波数使用計画の変更を行う中継局は以下のとおり。

都道府県	送信場所	空中線電力(W)	変更チャンネル数	現在の周波数(チャンネル番号)								変更後の周波数(チャンネル番号)							
				NHK総合	NHK教育	民放1	民放2	民放3	民放4	民放5	圏域民放	NHK総合	NHK教育	民放1	民放2	民放3	民放4	民放5	圏域民放
北海道	静内	10	3	50	32	41	31	20	33	42		50	32	41	35	39	37	42	
東京	新島	30	8	27	26	25	22	21	24	23	20	35	48	52	45	42	43	51	50
神奈川	小田原	10	7	19	26	25	22	21	24	23	18	19	34	52	36	38	47	49	31
千葉	銚子	10	7	34	26	25	22	21	24	23	30	51	39	33	36	42	43	45	30
奈良	五條	10	7	26	13	16	15	17	14		22	52	50	39	37	41	35		21
和歌山	新宮	10	5	23	13	16	15	17	14		20	44	46	16	38	42	14		34
島根	西ノ島	30	2	23	22	24	28	25				35	30	24	28	25			

アナログ放送終了後に変更をする周波数(チャンネル番号)

放送用周波数使用計画の一部変更の対象となる中継局



平成23年4月13日

放送法施行規則、電波法施行規則、無線局免許手続規則、放送局の開設の根本的基準及び電波の利用状況の調査等に関する省令の各一部を改正する省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令を定める省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令を定める省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について

(平成23年4月13日 諮問第13号)

[放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(岡本課長補佐、中島主査)

電話：03-5253-5737

放送法施行規則、電波法施行規則、無線局免許手続規則、放送局の開設の根本的基準及び電波の利用状況の調査等に関する省令の各一部を改正する省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令を定める省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令を定める省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について

1 諮問の概要

放送法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）において、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律、電気通信役務利用放送法の 3 法が廃止され、放送法に統合され、放送の参入に係る制度の整理・統合・弾力化を行うとともに、マスメディア集中排除原則の基本的な部分の法定化、有料放送における提供条件の説明の規定が新たに設けられたこと等に伴い、これらに係る関係省令等を整備するものである。

なお、本法律は公布の日（平成 22 年 12 月 3 日）から 9 月以内の政令で定める日を施行期限としているものであり、今般その施行のための関係省令等を諮問するものであるが、設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準については、現在その内容について情報通信審議会情報通信技術分科会に諮問中であることから、その答申を受けて条文を策定し意見募集を行った後に、電波監理審議会に諮問する予定である。

2 改正概要

（1）放送法施行規則の一部改正 ※（ ）内は該当省令の条項、【 】内は改正後の根拠法の条項（以下同）

①基幹放送局設備の範囲（第 3 条）【第 2 条第 24 号】

ハード・ソフト分離形態で基幹放送を行う場合のハード事業者側の設備（基幹放送局設備）の対象範囲を定める。

②公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務（第 66 条）【第 93 条第 5 項】

基幹放送の業務（ソフト）の認定の申請について比較審査を行うことが合理的でない等の理由により公示期間内に申請を要しないものを定める（電波法施行規則第 6 条の 4（公示する期間内に申請することを要しない無線局）と同趣旨の規定）。

③基幹放送の放送事項等に係る軽微な変更（第 76 条第 3 項）【第 97 条第 1 項】

基幹放送の放送事項等の変更のうち、軽微なものとして総務大臣の許可が不要な事項を定める。

④報告を要する重大な事故（第 103 条及び第 126 条）【第 113 条、第 122 条及び第 137 条】

設備に起因する重大事故が発生した場合における報告義務の対象範囲を定める。

⑤参入において登録・届出の対象となる一般放送（第 111 条）【第 126 条第 1 項】

一般放送の業務の参入に際して登録を要するものの対象範囲を、一般放送の種類（衛星一般

放送、有線一般放送)の別に応じて定める(それ以外は届出の対象)。

⑥有料放送の役務の提供条件の説明(第144条)【第150条】

有料放送に係る役務の提供条件の説明義務に関し、説明方法及び説明事項を定める。

(2)電波法施行規則の一部改正

①基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする場合の基準

(第6条の4の2)【第7条第2項第6号ハ】

基幹放送局が基幹放送以外の無線通信の送信を行う場合の審査事項のうち、適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものに係る基準を定める。

②基幹放送業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更

(第10条第3項)【第9条第5項及び第17条第2項】

基幹放送業務に用いられる電気通信設備の変更のうち、軽微なものとして総務大臣の許可が不要な事項を定める。

(3)放送局の開設の根本的基準の一部改正

本法律において地上放送に係るハード・ソフト分離型の参入を可能としたことに伴い、改正後の電波法第7条第2項第7号に基づく基幹放送局の開設の根本的基準(現行の放送局の開設の根本的基準を改称)について、放送の業務に係る審査事項を削除し基幹放送普及計画等に移行するほか、必要な規定の整備を行う。

(4)基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令・基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の制定

マスメディア集中排除原則の根拠規定を放送法に設けその基本的な部分を法定化(改正後の放送法第93条第1項第4号、同条第2項及び第162条)したことに伴い、新たに標記省令を制定し、現行の関係省令等の内容を移行し必要な規定の整備を行うとともに、コミュニティ放送を除くラジオ局に係る特例の新設及び地上放送全般に係る議決権保有割合に係る支配基準の改正を行う。

(5)基幹放送普及計画(告示)

改正後の放送法第91条第1項に基づき基幹放送普及計画を制定し、現行放送普及基本計画のうち、改正法に基づき基幹放送に該当するものを移行するほか、必要な規定の整備を行う。

(6)基幹放送用周波数使用計画(告示)

改正後の電波法第7条第3項に基づき基幹放送用周波数使用計画を制定し、現行放送用周波数使用計画のうち、改正法に基づき基幹放送用周波数に該当するものを移行するほか、必要な規定の整備を行う。

(7)その他

放送法施行規則第176条(認定持株会社の保有基準割合)、電波法施行規則(免許の有効期間等)、無線局免許手続規則、電波の利用状況の調査等に関する省令について、本法律による引用条番号、用語の置き換えなど規定の整理を行う。

3 施行期日

放送法等の一部を改正する法律附則第1条に掲げる規定の施行の日(公布後9月以内)

放送法施行規則、電波法施行規則、無線局免許手続規則、放送局の開設の根本的基準及び電波の利用状況の調査等に関する省令の各一部を改正する省令並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令を定める省令並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令を定める省令並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について

平成23年4月

I 放送法等の一部を改正する法律の概要

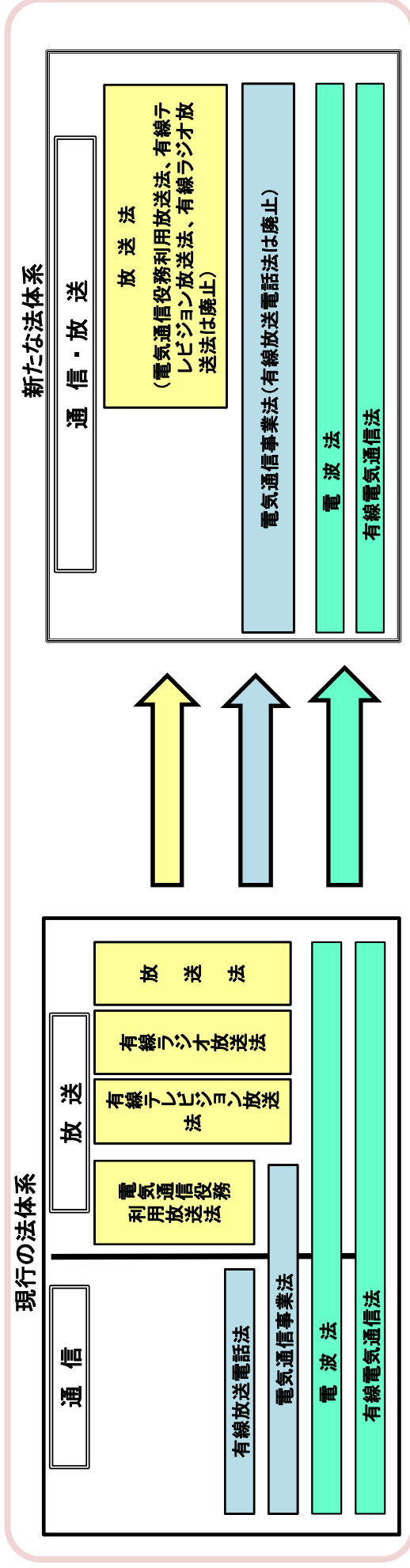
1

趣 旨

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度改正を行う。

改正内容

1. 通信・放送法体系の見直し：放送関連4法の統合等、法体系の見直しを60年振りに行う。



2. 主な改正事項

(1) 放送法改正関係

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合・弾力化★
- ② マスメディア集中排除原則の基本の法定化★
- ③ 放送における安全・信頼性の確保★
- ④ 放送番組の種別の公表
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等★
- ⑥ 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

(2) 電波法改正関係

- ① 通信・放送両用無線局の制度の整備★
- ② 免許不要局の拡大
- ③ 携帯電話基地局の免許の包括化

(3) 電気通信事業法改正関係

- ① 紛争処理機能の拡充
- ② 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

施行期日

公布の日(平成22年12月3日)から9月以内の政令で定める日 → 上記2. に★で示した事項:9月以内施行に係る電監審諮問事項((1)③は6月電監審諮問予定)
※放送番組の種別の公表(電監審非諮問事項)等については6月以内、携帯電話基地局の免許の包括化(電監審諮問事項)等については3月以内等とする。

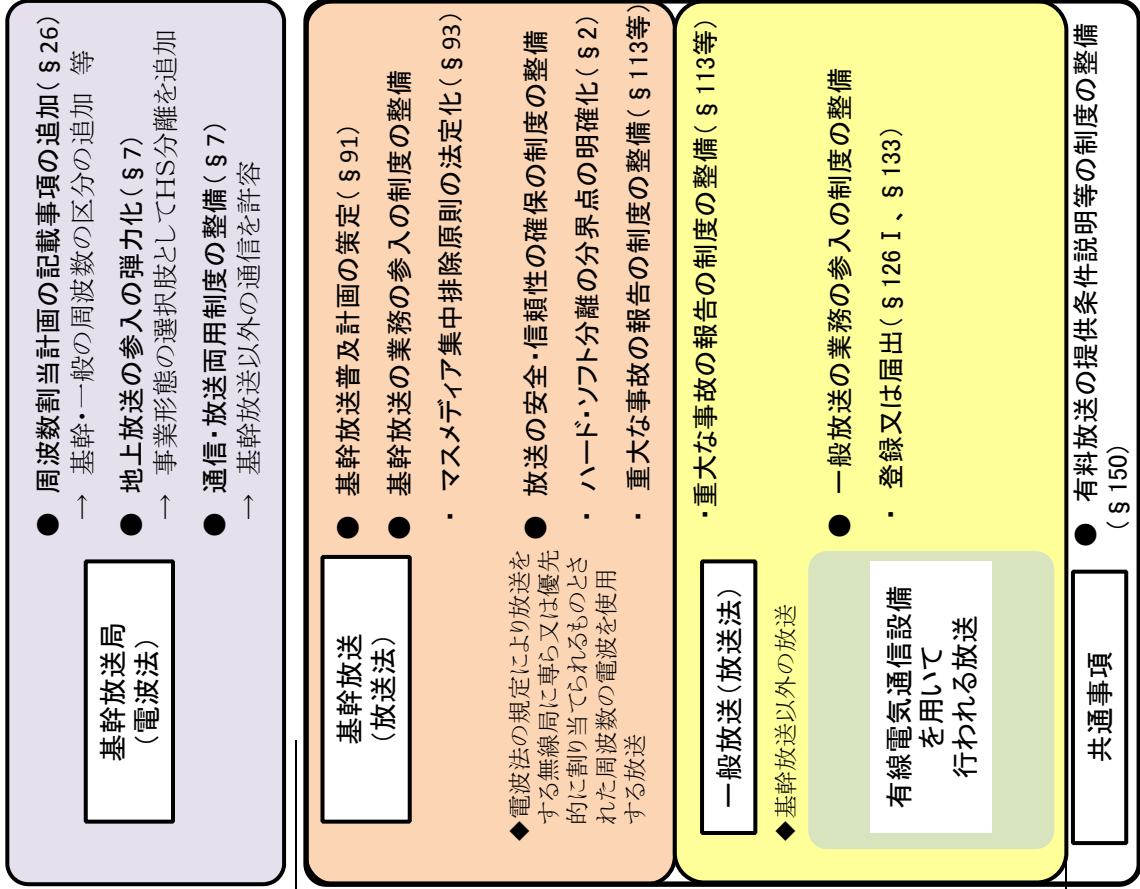
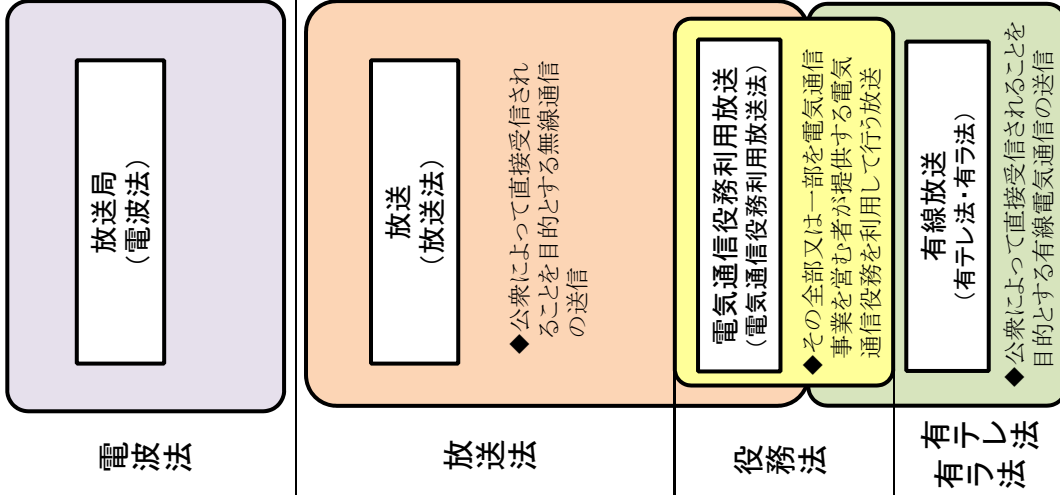
II 改正概要

放送法の改正前後の関係法律等の対応関係

改正前の制度

改正後の制度

改正内容



諮問事項 (I)内は説明資料2. の該当箇所

- 周波数割当計画の記載事項の追加 (S 26)
 - 基幹・一般の周波数の区分の追加等
- 地上放送の参入の弾力化 (S 7)
 - 事業形態の選択肢としてHS分離を追加
- 通信・放送両用制度の整備 (S 7)
 - 基幹放送以外の通信を許容
- 基幹放送普及計画の策定 (S 91)
- 基幹放送の業務の参入の制度の整備
 - ・ マスメディア集中排除原則の法定化 (S 93)
- ◆ 電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとした周波数の電波を使用する放送
 - ・ 放送の安全・信頼性の確保の制度の整備
 - ・ ハード・ソフト分離の分界点の明確化 (S 2)
 - ・ 重大な事故の報告の制度の整備 (S 113等)
- 一般放送 (放送法)
 - ◆ 基幹放送以外の放送
 - ・ 重大な事故の報告の制度の整備 (S 113等)
 - 一般放送の業務の参入の制度の整備
 - ・ 登録又は届出 (S 126 I, S 133)

- 1 放送の参入に係る制度の整理等関係... p 3
- 2 マス排の関係... p 9
- 3 安全・信頼性の確保関係... p 12
- 4 その他... p 16

※ 以上のほか、
 ・ 「公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務【(1)②】」「基幹放送の放送事項等に係る軽微な変更【(1)③】」「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更【(2)②】」について、現行制度を元にして規定の整備を行い、
 ・ 「認定放送持株会社の保有基準割合」等【(7)】について、引用条番号等の置き換え等規定の整備を行う。

(1) 基幹放送普及計画(告示)

【位置づけ】

- 旧放送法の「放送普及基本計画」の名称を変更したものであり、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るために定めるもの。

【改正の内容】

- 基本的な内容は、旧放送法の「放送普及基本計画」と同様。
- 「放送」を「基幹放送」にする等の文言の置き換えをする以外の主な変更点は、次のとおり。
 - ・ モバイル放送(平成21年3月に業務を廃止)に関する規定を削除。
 - ・ 一般衛星放送に関する規定を削除。
- 以上のほか、基幹放送の業務の認定の審査事項の一部を追加(詳細はp6のとおり。)

(2) 基幹放送用周波数使用計画(告示)

【位置づけ】

- 旧放送法の「放送用周波数使用計画」の名称を変更したものであり、基幹放送局の無線局の免許の審査において、周波数の割当ての審査に用いるもの。

【改正の内容】

- 基本的な内容は、旧放送法の「放送用周波数使用計画」と同様。
- 「放送」を「基幹放送」にする等の文言の置き換えをする以外の主な変更点は、基幹放送普及計画と同じ。

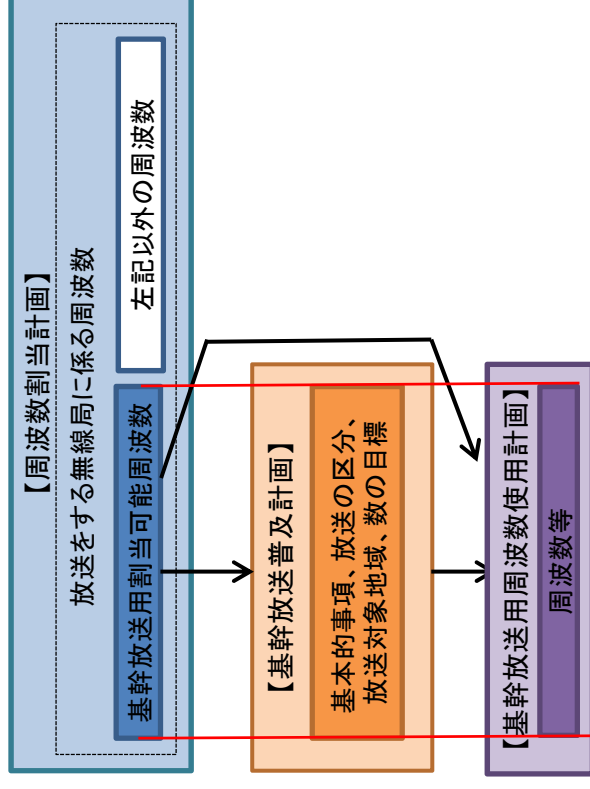
放送法第2条

第2号「基幹放送」とは、電波法…の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

第3号「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

基幹放送

一般放送



(3) 基幹放送局の開設の根本的基準(省令)

【位置づけ】

- 現行電波法の「放送局の開設の根本的基準」の名称を変更したものであり、基幹放送局の免許の包括的な審査基準。

【改正の内容】

- 現行電波法の「放送局の開設の根本的基準」は、地上放送について、ハード面及びソフト面の双方の審査基準を規定しているが、

8

- ・ ハード面の審査基準のみを規定し、

- ・ ソフト面の審査基準は、放送法第93条第1項第5号の審査

事項として、

- － 「基幹放送普及計画」

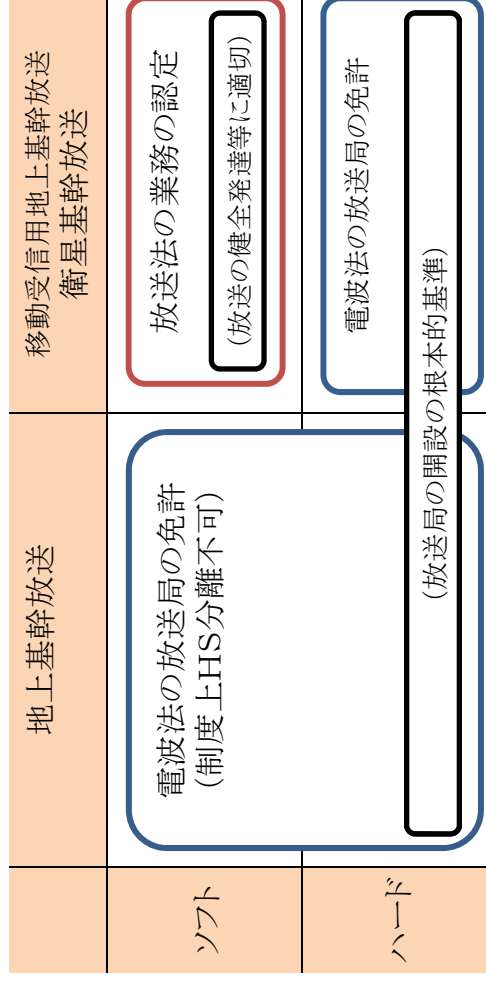
- － 「放送の普及及び健全な発達のために適切であること」※1
に移し替える。※2

- なお、現行電波法の「放送局の開設の根本的基準」のうち、衛星放送については、変更はない。

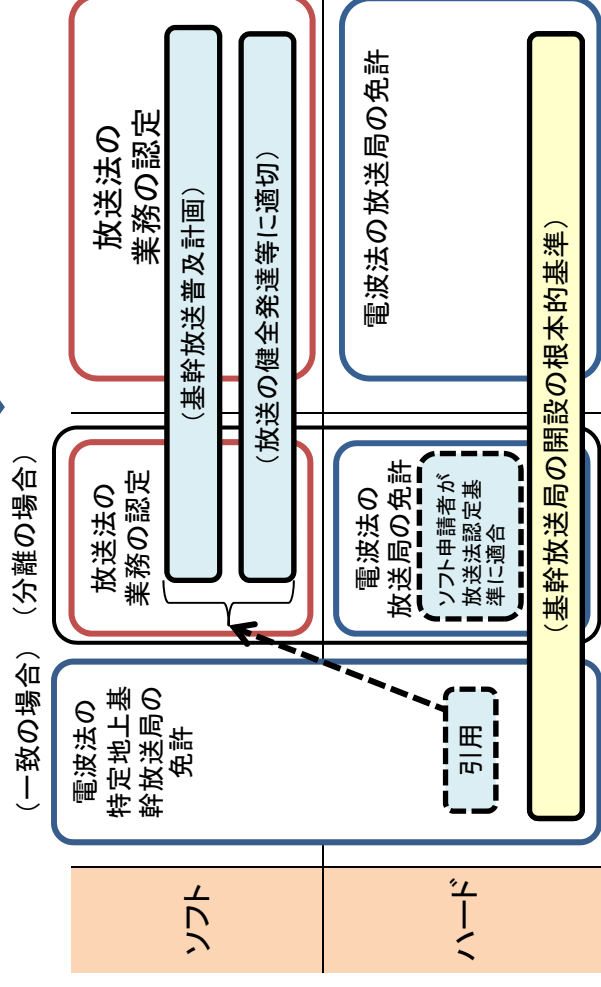
※1 具体的には、放送法関係審査基準に係る規定を移し替える。

※2 ただし、特定地上基幹放送(HS一致)については電波法第7条第2項第4号ハ、地上基幹放送(HS分離)については同項第5号により、基幹放送局免許における審査事項となる。

【改正前】



【改正後】



【改正前】

放送普及基本計画(告示)

(○ソフト面の審査事項の記載はなし)

放送の健全発達等に適切
(放送法関係審査基準(訓令))

(○地上放送のソフト面の審査事項の記載はなし)

放送局の開設の根本的基準(省令)

- ソフト面の審査事項を記載
- ハード面の審査事項を記載

地上(HS一致)のソフトの審査事項を移し替え

【改正後】

基幹放送普及計画(告示)

- ソフト面の審査事項を追加
 - ・調和原則
 - ・教育番組の編集及び放送
 - ・災害放送
 - ・学校向け放送における広告の制限
 - ・放送番組の供給に関する協定の制限

[考え方]

- ・放送法を補充する基幹放送普及計画の性格上、放送法に規定されている事項のみ振り分け

放送の健全発達等に適切
(放送法関係審査基準(訓令))

- 地上基幹放送のソフト面の審査事項を追加
 - ・視聴覚障害者向け放送
 - ・毎日放送 等

[考え方]

- ・上記以外の事項を振り分け

基幹放送局の開設の根本的基準(省令)

- (○ソフト面の審査事項の記載はなし)
- ハード面の審査事項を記載
- 比較審査の優先順位の決定方法について一括審査とすることを記載
 - 地上基幹放送に係る優先順位の決定に当たっては、HS分離の場合は、
 - ・地上基幹放送局(ハード)の免許申請
 - ・当該ハードを用いる地上基幹放送業務(ソフト)の認定申請を、特定地上基幹放送局の免許の申請に相当する一の申請とみなす。

(4) 参入において登録・届出の対象となる一般放送(放送法施行規則第111条)

【位置づけ】

○ 一般放送の業務への参入は、旧電気通信役務利用放送法をベースとして原則として「登録制」としつつ、放送の種類、設備の規模等を勘案して、受信者の利益等に及ぼす影響が比較的少ないものとして、有線ラジオ放送及び総務省令で定めるものについては、「届出制」としている。本省令は、新たにこの総務省令の内容を定めるもの。

【改正の内容】

○ 登録とする一般放送の業務は、以下のものとする。

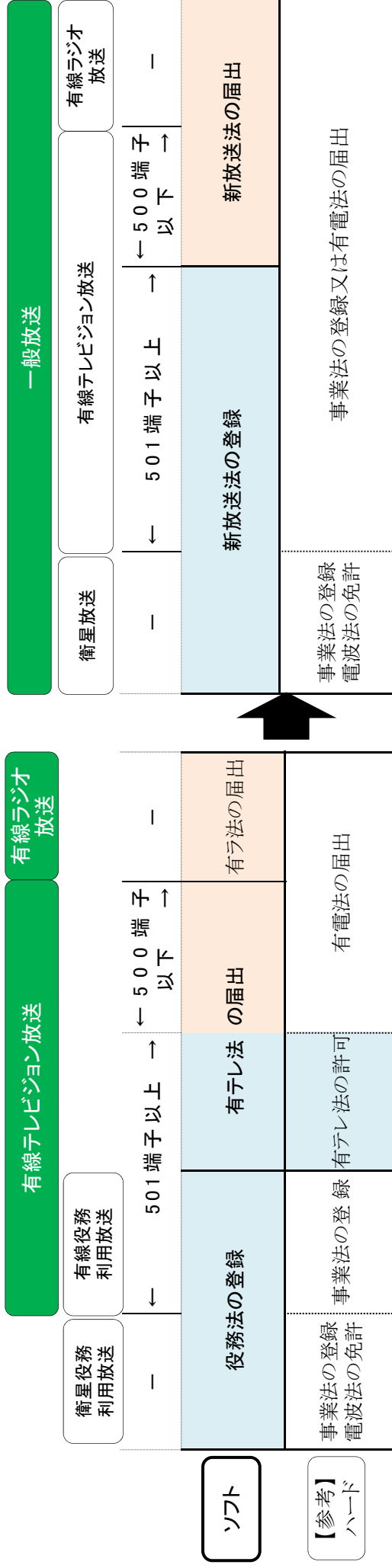
・ 衛星一般放送

← 旧電気通信役務利用放送法では、衛星役務利用放送は全て登録対象であり、その考え方を引き継ぐ。

・ その有線放送施設の引込端子の数が501以上の有線テレビジョン放送

← 旧有線テレビジョン放送法に基づき有線テレビジョン放送施設について許可が必要な範囲を、登録の対象範囲とする。

○ 届出とする一般放送の業務は、法律で規定している有線ラジオ放送のほか、上記以外の有線一般放送とする。



(5) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする場合の基準(電波法施行規則第6条の4の2)

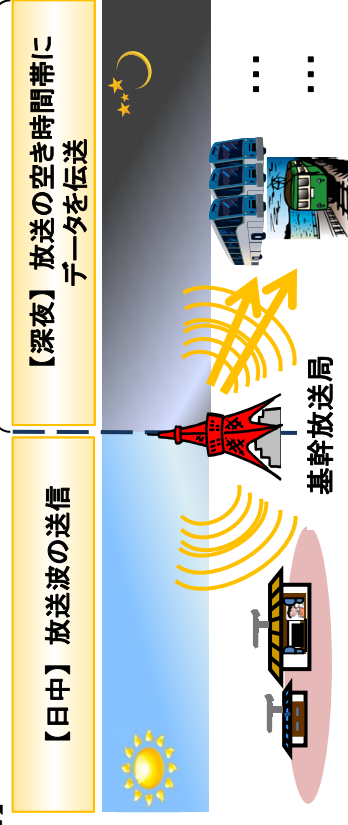
【位置づけ】

- 現行制度では、放送局は放送以外の無線通信の送信をすることができないが、新制度では、電波法第7条第2項第6号の要件に適合するものであれば、基幹放送以外の無線通信の送信をできることとされた。
- 要件の一つである「適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を生ずるおそれがない」の内容を定めるもの。(新設)

【現在】

- 1の無線局を通信・放送の双方に利用することは認められておらず、免許後の目的変更もできない。

【例】



【改正後】

- 1の無線局を通信・放送の双方に利用することを可能とし、免許後の目的変更もできるものとする。

【改正の内容】

- 「適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を生ずるおそれがないこと」とは、次のとおりとする。
 - ① 災害放送その他法律に基づき行う放送をしようとする場合において、基幹放送外の送信が当該放送を阻害するときは、その送信を中断して当該放送を行うものであること
 - ← 放送法第108条の災害の場合の放送等法律に基づき行うべき放送を確保することにより、基幹放送の機能・役割を確保する。
 - ② 基幹放送外の送信が、基幹放送と認識されないよう適切な措置を講じていること
 - ← 基幹放送外の送信として基幹放送と同等の無線通信の送信が行われ、それが基幹放送と誤解されることが生じないことを確保する。
 - ③ 基幹放送外の送信が、その基幹放送の受信設備に影響を与えないこと
 - ← 通信を行うために現在想定していないような送信をしたときに、意図して行われる放送の受信設備が動作しないことがないことを確保する。
 - ④ ハード・ソフト分離の場合は、その実施の詳細についてソフト側事業者の承諾を得ているものであること
 - ← ハード・ソフト分離の場合に、ハード事業者が基幹放送外の送信をして、ソフト事業者の意図しない基幹放送への影響がないことを確保する。
 - ⑤ 以上のほか、基幹放送外の送信が、基幹放送を行うべき時間又は帯域に影響を及ぼさないこと
 - ← 基幹放送外の送信が、基幹放送を行うべき時間や帯域に影響を及ぼさないことを確保する。
- ※ 現時点においては、具体的なサービスの動きは顕在化しておらず、具体的なシステムの詳細が確定していないが、今後具体的なシステムが明らかになった時点で、必要に応じて、追加的な制度整備を検討することとしている。

II-2 マスメディア集中排除原則の基本の法定化関係①

9

【新放送法の内容】

- マスメディア集中排除原則は、できるだけ多くの者に放送ができる機会を確保し、表現の自由が享有されるようにするための基準。
- 従来、マスメディア集中排除原則の根拠は電波法に置かれ、その具体的な内容はすべて省令に規定されていたが、今回の改正により、根拠規定が放送法に移行するとともに、その内容のうち、基本的な部分も放送法に規定された。
- 具体的には、原則として一の者は複数の基幹放送事業者に対して「支配関係」を有することができないと規定され、「支配関係」の基準やマスメディア集中排除原則の特例等について総務省令で定めることとされた。

		新放送法の規定	(参考) 現行省令等の規定
「支配関係」の基準の原則	議決権保有割合 (§ 93 II 一)	・ 1/10以上1/3未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合	・ 同一放送対象地域: 1/10超 ・ 異なる放送対象地域: 1/5以上
	役員兼務割合 (§ 93 II 三)	・ 1/5以上1/3未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合	・ 1/5超
マスメディア集中排除原則の特例 (§ 93 I 四ただし書)		・ 特例を省令で定めることが可能 ※表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないと認められる場合	・ 同一放送対象地域におけるテレビとラジオの兼営可 ・ 隣接する放送対象地域における1/3未満までの議決権保有可 等

※一の者の範囲についても省令委任あり。

【改正の内容①】(基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令 等)

- マスメディア集中排除原則のうち、電波法に基づき総務省令に委任された部分(放送局に係る表現の自由享有基準)を放送法に基づくものとし、当該部分及び衛星放送についてのマスメディア集中排除原則を定める旧放送法施行規則第17条の8を統合し、必要な規定の整備を行う。
なお、放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令についても、同様に必要な規定の整備を行う。
- 地上基幹放送についてのマスメディア集中排除原則の内容について、改正の内容②(次のページ)のとおり見直しを行う。

II-2 マスメディア集中排除原則の基本の法定化関係②

【改正の内容②】

- 地上放送については、メディアの別を考慮し、テレビ局とラジオ局とを区別して基準の見直しを行う。
- ラジオ局(コミュニティ放送は除く。)について、放送対象地域の重複にかかわらず、4局までマスメディア集中排除原則の適用除外とする特例を新設する。
【基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第1号・同項第2号関係】
- ※ 本措置に伴い、認定放送持株会社に係る規定についても必要な整備を行う。
【基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第1号・同項第1号・同項第2号関係】
- 地上放送全般(テレビ局、5局目以降のラジオ局、コミュニティ放送)について、放送対象地域が重複しない場合の議決権保有割合に係る支配基準を、現行の「20%以上」から「33.33333%超」に改正する。
【基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第8条第2項関係】

【現行】

<p>原則 ※放送局(テレビ局・ラジオ局(コミュニティ放送を含む。))の区別なし</p>	<p>(例)</p> <p>10%超(支配) 10%超の保有不可</p> <p>※ただし、テレビ1局とラジオ1局の兼営・支配は可。</p>
<p>(例)</p> <p>20%以上(支配) 20%以上の保有不可</p>	

【改正案】

<p>原則(テレビ局、5局目以降のラジオ局、コミュニティ放送)</p>	<p>(例)</p> <p>33.33333%超(支配) ~33.33333%まで保有可能</p>
<p>特例(4局までのラジオ局(コミュニティ放送は除く。))は適用除外)</p> <p>(例)</p> <p>100%まで保有可能</p> <p>放送対象地域の重複にかかわらず、ラジオ局4局まで適用除外(兼営又は支配可)</p>	

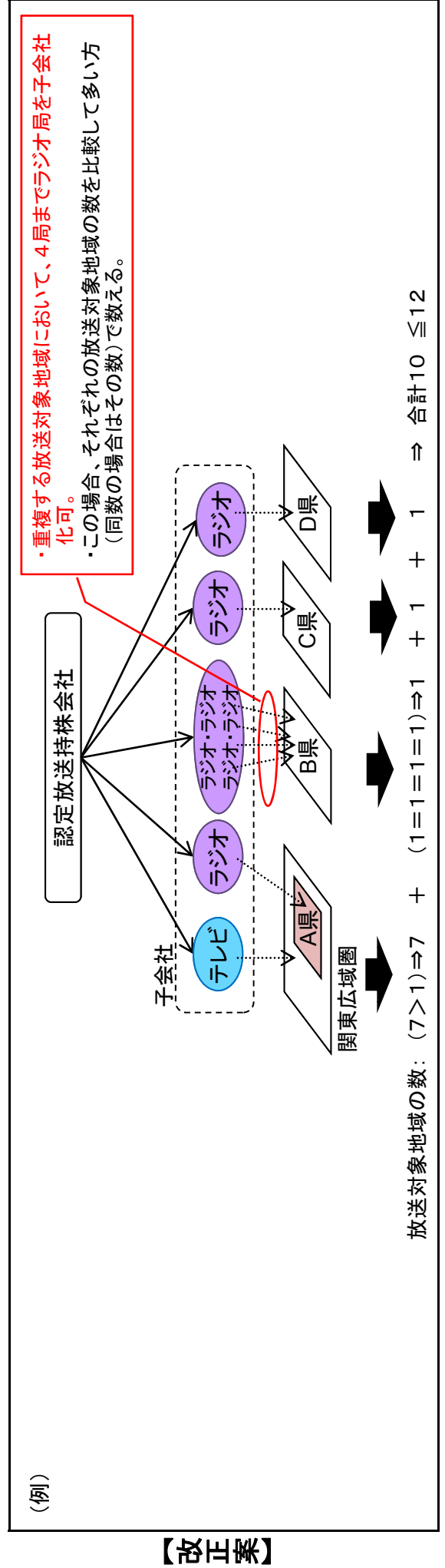
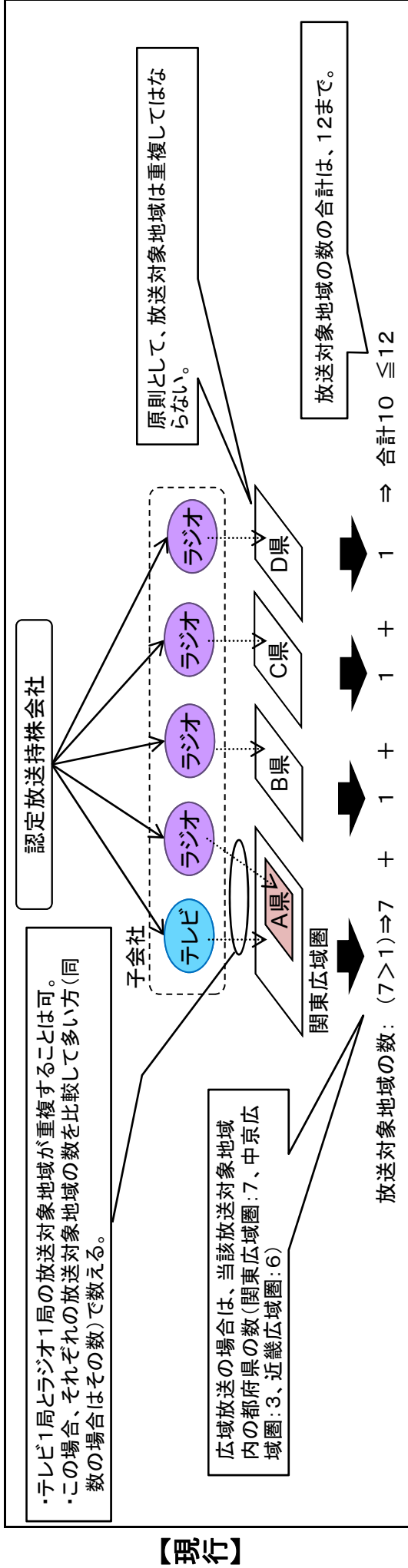
※上図は、「支配」の基準として議決権保有割合を例に記載している。
このほか、20%超の役員兼務、代表権を有する役員・常勤役員の兼務も「支配」に該当する。

11-2 マスメディア集中排除原則の法定化関係③

【改正の内容③】

- 前述のラジオに係る特例の新設に伴う規定の整備として、認定放送持株会社が、重複する各放送対象地域において、4局までラジオ局(コミュニティ放送は除く。)を子会社化する事も可能とする。

【基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令第1号・同項第2号関係】



【新放送法の内容】

新放送法では、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届けるために極めて高い安全・信頼性が求められる放送について、その設備に対し以下の規定を整備。

- 安全・信頼性の技術基準及びそれに対する適合維持義務（法第111条、第112条、第121条、第136条）
- 重大事故が発生した場合における報告（法第113条、第122条、第137条）
- 設備状況に関する報告（第115条、第124条、第139条）

これらの規律の対象設備について、ハード・ソフト分離で基幹放送を行う場合は、「基幹放送局設備」(ハード)と「基幹放送設備」(ソフト)と定義し、さらに具体的な設備の分界点は省令委任。

【改正の内容(諮問事項)】

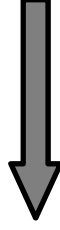
安全・信頼性の技術基準

予備機器の設置、停電対策、故障検出、応急復旧機材の配備等の措置を、事故による受信者への影響度合いを考慮して定める。**【6月電波監理審議会に諮問予定】**

→ 放送を行うための設備について、安全・信頼性確保のために必要な対策を確保し、事故の軽減につなげる。

基幹放送局設備の範囲

ハード・ソフト分離で基幹放送を行う場合のハード事業者側の設備(基幹放送局設備)の対象範囲を定める。**【今回の諮問事項】**



必要に応じて改善命令等の措置につなげる。

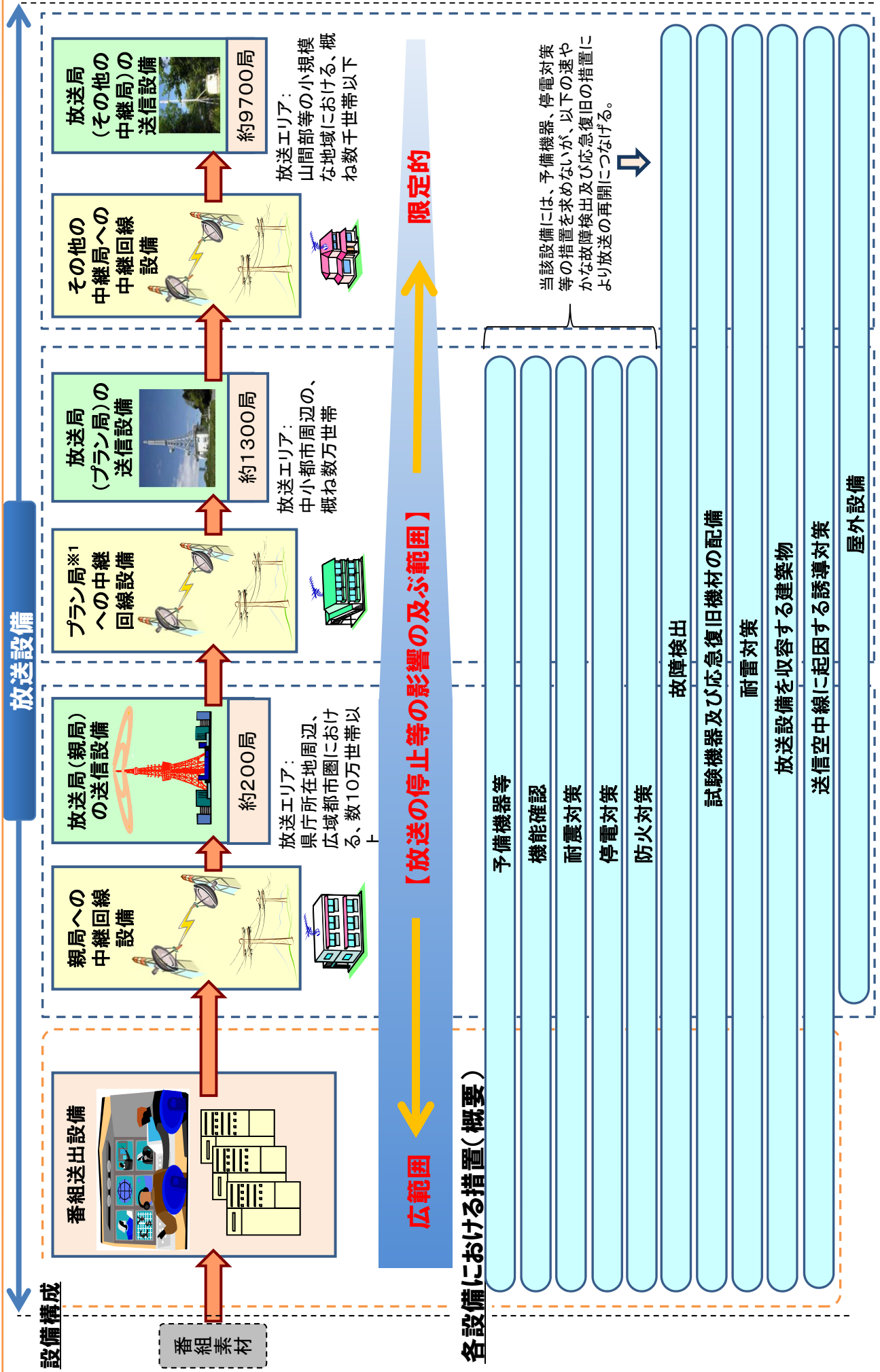
重大事故の報告

重大事故の基準を、広範囲の視聴者に影響が及び、かつ通常想定される復旧に要する時間を超える長時間なものを対象として定める。**【今回の諮問事項】**

→ 発生後遅滞なく事故を把握し、迅速な事故の復旧を促進する。

(参考)安全・信頼性の技術基準について(検討中のイメージ)

情報通信審議会技術分科会放送システム委員会報告書案(地上デジタルテレビ放送の設備の分類と措置のイメージ)



※1 放送用周波数使用計画に記載されている中継局。

(1) 報告を要する重大な事故(放送法施行規則第103条、第126条)

【位置づけ】

- 設備に起因する重大事故が発生した場合における報告義務の対象範囲を定めるもの。

【改正の内容】

- 地上系の親局及び衛星系の放送局については、事故の影響が極めて広範囲に及び、このため故障時の即応体制整備が求められることから、**停止時間が15分以上**を対象とする。
- 地上系の中継局※及び登録一般放送については、事故の影響が限定的であり、かつ一部設備が電気通信事業者の役務提供に依存していることを踏まえ、電気通信事業法における重大事故報告の基準である**停止時間2時間以上、影響利用者数3万以上**(注)を対象とする。(注)ただし、無線による放送は、対象局により概ね影響利用者数を把握できることから、3万以上との基準は適用しない。

※ 地上系の小規模中継局は、事故の影響がさらに限定的であり、対象としない。

コミュニケーション放送の親局について 地域の重要メディアであることを踏まえ、停止時間2時間以上を対象とする。

基幹放送		一般放送		(参考) 電気通信事業法
地上系 (テレビ・ラジオ・マルチメディア)	衛星系 (BS/110° CS)	衛星系 (124/128° CS)	有線系 (CATV)	
(親局) 15分以上 (中継局) 2時間以上 の停止事故	15分以上 の停止事故	2時間以上 の停止事故	2時間以上 かつ 影響利用者数3万以上 の停止事故	
重大事故の基準				

(2) 基幹放送局設備の範囲(放送法施行規則第3条)

【位置づけ】

- ハード・ソフト分離で基幹放送を行う場合のハード事業者側の設備(基幹放送局設備)の対象範囲を定めるもの。

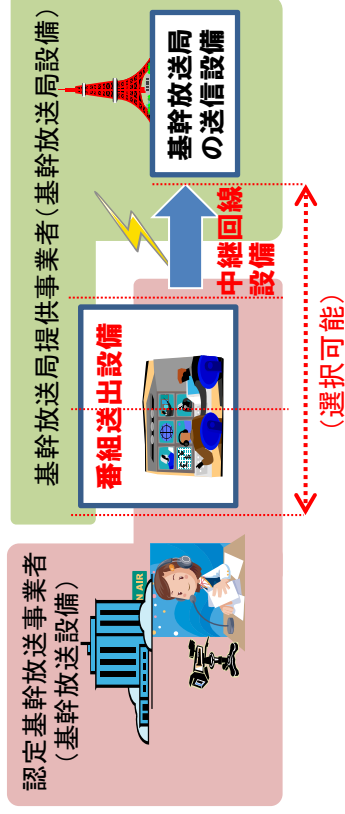
【改正の内容】

- 今回の法改正が放送事業者の経営の柔軟化が可能となるような環境整備を意図するものであることを踏まえ、分界点を一律に決めず、以下の設備(*)をハード事業者が免許申請時に選択し、免許を受けた場合に基幹放送局設備となることを規定する。

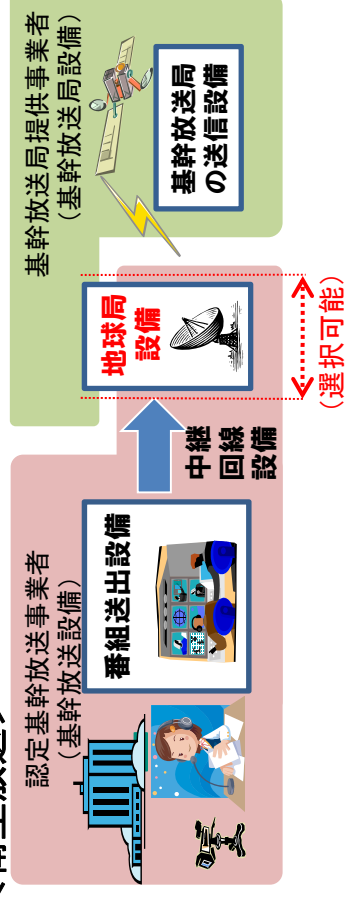
地上放送: 「番組送出設備」(中継回線設備を含む。)の全部又は一部

衛星放送: 「地球局設備」(※番組送出設備はソフト側)

<地上放送>



<衛星放送>



- (*) 情報通信審議会技術分科会放送システム委員会報告書案における安全・信頼性の技術基準の対象設備の区分は「番組送出設備」「中継回線設備」「地球局設備 (衛星のみ)」「放送局の送信設備」

【新放送法の内容】

○ 電気通信事業と有料放送業務を兼業する事業者が増加する中、受信者利益の保護を図るため、両事業に係る規定について、利用者保護規律の整合性を図ることが必要※。このため、今般の改正放送法で、以下のとおり規律を見直し。

- ・有料放送の約款規律を緩和
 - ～ 基幹放送の契約約款は「認可」→「届出」に緩和、一般放送の契約約款の「届出」は廃止。
- ・有料放送事業者等に対し、有料放送の役務に係る料金その他の提供条件に関する説明義務等を新たに法定化
 - ～ 規律の実効性を確保するため、説明義務は「有料放送管理事業者」及び「契約代理店」にも課す。

※電気通信事業法では、平成15年改正で同旨の見直しを実施。



有料放送の役務に係る料金その他の提供条件に関する説明義務の具体的内容を省令委任

【位置づけ】

電気通信事業における利用者保護規律の整合性の観点から、電気通信事業法施行規則における電気通信役務の提供条件の「説明方法」及び「説明事項」に係る規定を、有料放送の役務に対しても同様に整備する。

【改正の内容】(放送法施行規則第144条)

<説明方法>

- ①カタログ、パンフレット等の交付による説明、又は
- ②(利用者の了解を前提に)電子メール、インターネットHP、記録媒体、ダイレクトメール、電話等のいずれかの手段

<説明事項>

契約の締結までの間に、有料放送事業者及び契約代理店の名称、問合せ連絡先、サービス内容、料金その他の条件、契約変更・解除方法等とすることを規定。(変更契約の場合も同様。)

1 公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務(放送法施行規則第66条)

【位置づけ】基幹放送の業務の認定の申請にあたって、一定の申請期間を限り比較審査を行うことが必ずしも合理的でない場合等について定めるもの。

【改正の内容】他の規定により基幹放送の業務を行うべき者が確定している場合(日本放送協会及び放送大学学園)等を規定。

[現行の電波法施行規則第6条の4にハード・ソフト一致を前提とした同様の規定が設けられているところ、今般の法改正によりハード・ソフト分離を可能とすることから、当該規定のソフトに係る内容を規定するもの。]

2 基幹放送の放送事項等に係る軽微な変更(放送法施行規則第76条第3項)

【位置づけ】基幹放送の放送事項や基幹放送の業務に用いられる電気通信設備(基幹放送設備)の変更に關し、その変更前後における同一性が認められる場合等を軽微な変更として、総務大臣の許可を受けることなく変更できることとするもの。

【改正の内容】放送事項の変更に關して、「補完放送に係る追加、削除又は変更の場合(衛星基幹放送に限る。)」を規定し、また、電気通信設備の変更に關して、「電気通信設備の現用機器及びこれを代替する予備の機器について、それらの性能を低下させないような電源設備の変更」を規定。

3 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更(電波法施行規則第10条第3項)

【位置づけ】「放送事項等の変更」と同様。

【改正の内容】変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備(基幹放送局設備)の軽微な変更に關して、「電気通信設備の現用機器及びこれを代替する予備の機器について、それらの性能を低下させないような電源設備の変更」を規定。

4 その他(本法律による引用条番号、用語の置き換え等の規定の整備を行うもの)

- 認定放送持株会社の保有基準割合(放送法施行規則第176条)
- 免許の有効期間等(電波法施行規則第7条等)
- 基幹放送局の免許申請における記載事項の省略(無線局免許手続規則第15条)
- 基幹放送局の免許申請手続の簡略(無線局免許手続規則第15条2の2)
- 基幹放送局の再免許の申請(無線局免許手続規則第16条)
- 利用状況調査の調査事項(電波の利用状況の調査等に関する省令第5条第3項)

III パブリックコメントの結果について

1. 意見募集期間 平成23年3月5日～平成23年4月4日

2. 提出意見数

・地上テレビジョン放送関係事業者・団体	14者	・有線テレビジョン放送関係事業者・団体	1者
・ラジオ放送関係事業者・団体	10者	・その他の事業者・団体	3者
・衛星放送関係事業者・団体	1者	・個人	1者
合計		30者	

3. 電監審諮問事項に係る主な提出意見とそれに対する総務省の考え方(概要)

	主な提出意見(要約)	総務省の考え方(要約)
マスメディア集中排除原則の緩和 【13者(賛成等11者)】	<ul style="list-style-type: none"> ・民放連や民放各社の要望が一定程度反映されたものとして評価。 ・放送対象地域が重複する場合の議決権保有割合などの緩和の検討を要望。 <p>【民放連など11者 うち引き続き緩和の検討を求める意見9者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本案に対する賛成意見として承ります。 ・その他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。
地上放送のハード・ソフトの分離・一致の手続【5者(反対なし)】	<ul style="list-style-type: none"> ・経営困難に落ちいった放送局救済等のための、マスメディア集中排除原則の緩和のほか、より実効性のあるスキームを早急に検討することを要望。 <p>【民放労連】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マスメディア集中排除原則の改正以外の、経営困難の放送局に係る救済措置についての検討に関するご要望については、今後の参考とさせていただきます。
重大事故の報告【6者(反対なし)】	<ul style="list-style-type: none"> ・情通審答申において、従前どおりハード・ソフト一致による放送形態を評価すべきとされたものと理解。今般の制度案や放送法関係審査基準等の下位法令の改正において、その趣旨が反映・明確化されるよう要望。 <p>【民放連など5者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本案に対する賛成意見として承ります。 ・その他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。
通信・放送両用無線局【5者(反対なし)】	<ul style="list-style-type: none"> ・今般示された「報告を要する重大な事故」についての規定は、概ね適切な内容と考えます。 <p>【民放連など6者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本案に対する賛成意見として承ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・放送をとりまく環境が変化する中で放送事業者が自らの意思でその無線局を通信に使用できることは、放送事業者が様々な社会の利便性に寄与することにつながり評価。今後とも柔軟な制度運用を要望。 <p>【民放連など5者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹放送以外の無線通信の送信については、今後、新規サービスの実態や事業者ニーズ等を踏まえ、更に追加的な制度整備を検討することとしており、ご意見についてはその際のご要望として承ります。

平成23年4月13日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成23年4月13日 諮問第14号)

[放送法等の一部改正に伴う放送用周波数区分の見直し及び
通信・放送両用無線局の導入に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(白石周波数調整官、伊藤第二計画係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

(放送法等の一部改正に伴う放送用周波数区分の見直し及び
通信・放送両用無線局の導入に係る制度整備)

1 諮問の概要

放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）に盛り込まれた放送法及び電波法の改正に伴い、周波数割当計画に係る記載事項として、新たに放送をする無線局に係る周波数の区分別（基幹放送用周波数及び一般放送用周波数）が追加されたこと、及び電波の能率的な利用、新サービスの登場を促進するため、一つの無線局を通信、放送の双方の目的に利用可能な無線局（通信・放送両用無線局）の開設を可能とする制度整備が行われたところである。

これを受け、周波数割当計画に記載されている放送用周波数について、基幹放送用及び一般放送用の周波数の区別を行うとともに、通信・放送両用無線局の開設が想定される周波数帯について、当該無線局の導入を可能とするため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

2 改正概要

- (1) 全ての放送用周波数について、基幹放送用及び一般放送用の周波数の区別を行うため、脚注を追加すること。
- (2) 通信・放送両用無線局の開設が想定される UHF 帯放送用の周波数帯（地上デジタルテレビジョン放送）及び電気通信業務用の周波数帯（携帯無線通信用及び広帯域移動無線アクセスシステム）において、通信・放送両用無線局の開設を可能とするため、脚注を追加すること。
- (3) その他規定の整備を行うこと。

3 施行期日

放送法等の一部を改正する法律附則第 1 条に掲げる規定の施行の日（公布後 9 月以内）